

29消安第4959号
平成29年12月27日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

} 宛

農林水産省消費・安全局長

「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について

肥料用の肉骨粉等については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、その製造及び工場からの出荷の一時停止の要請を解除している。

肥料原料用のいのししに由来する肉骨粉等については、これまで、その製造及び工場からの出荷の一時停止の要請を解除していなかったが、既に飼料原料としての利用が認められていること等を踏まえ、今般、一定の基準に適合するものに限って、肥料原料としての利用を認めることとした。

また、今後、我が国が外国と家畜衛生条件を締結する等により、肥料原料用の肉骨粉等が外国から輸入される場合も想定されることから、肥料原料用の肉骨粉等の輸入及び工場からの出荷の一時停止の要請を解除する場合の取扱いを定めることとした。

については、同通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、その運用について遺漏のないようお願いする。